

行政執行方針



今日、少子高齢化と核家族化、科学技術の発達と高度情報化、社会・経済のグローバル化の進行、

格差の広がりなど急激に変化する社会にあつて、子どもたちが自立していきける力を育み、人々が生涯にわたって学び、学んだ成果を社会で生かすことのできる生涯学習社会の実現が求められています。

このような中、昨年2月に町長と教育委員会による総合教育会議において、本町の教育・文化の振興に関する施策の目標と方針をまとめた「教育大綱」を策定しましたが、さらに、これからの本町の教育の振興に関する全体像を明らかにする「剣淵町教育振興基本計画」の策定を進めております。同計画では、次の4項目を教育推進の基本方針と考えております。

1. 自ら学び 社会で自立して共に生きる力を育てます
 2. 多様な学びを支える教育環境を整えます
 3. 地域ぐるみで子どもを育てます
 4. 町民が学びあい 支えあうふるさとづくりを進めます
- 以下、同計画の基本方針に沿って、本年度の教育行政推進の基本方針と主要な施策について申し上げます。

1. 自ら学び 社会で自立して共に生きる力を育てます

子どもたちが変化の激しい社会で自立して生きていくためには、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し行動する力、生命を大切にし、他者を思いやり共に生きようとする豊かな人間性、自らの属する社会への関心と帰属意識を持ち積極的に参加しようとする社会性、たくましく生きるための健康・体力・生活習慣などを育むことが重要です。

《遊びを通した豊かな学びの推進》

保育所では、教育の出発点である幼児期の遊びを通した学びの基

礎力や道徳心を育み、基本的な生活習慣の定着を図るなど、子どもの心身の健やかな発達の支援に努めるとともに、保育所と小学校の相互参観、小学校入学時の指導情報との引き継ぎなどの保小連携を推進します。

また、保護者家庭の子育てを応援していくため、子どもの成長に合わせた保健・医療・福祉・教育等の相談や支援内容を記録していく「子育て応援ファイル」の作成について検討していきます。

《自らいきいきと学ぶ学習活動の推進》

本年度の本町の学校のめざす姿を

- ① 喜び、いきいきと学び、未来を切り拓く学校
 - ② 笑顔、認めあい、共に支えあう力を育む学校
 - ③ 歌声、ふるさとに学び、世界につながる学校
- の3点としました。



この度、小学校では、東京オリンピック・パラリンピックが開催される平成32年度（中学校は33年度）から10年間の学校教育の実施内容・基準を定めた次期学習指導要領の改訂案が示されました。今回の改訂では、これまでも学校教育が目指してきた「生きる力」を育てるという理念の実現のため、子どもたちが社会や世界に向き合い、自らの人生を切り開いていくために、「何ができるようになるか」「何を学ぶか」「どのように学ぶか」などの『学びの地図』を学校が教育課程を通じて地域社会と共に描くことが求められています。

「学ぶ意欲・学ぶ力の向上」

子どもたちがいきいきと学ぶ意欲や学ぶ力を育むためには、子どもたちが「わかる・できる」喜びを実感し、楽しみながら学習を進められる授業の工夫とその基盤となる学級経営の充実、家庭での学習習慣づくりなど学校と家庭が一体となった学びの環境づくりが重要となります。各教科では、「主体的・対話的で深い学び」となるような授業改善のほか、子ども一人ひとりの発達を踏まえた指導の充実、学習評価の見直しを進めます。

また、子どもたちの生涯にわたる学びを育むため、読書活動、体験活動、情報化に対応した学習を充実していきます。

『学力の向上』

学力向上に関しては、次の3点を重点的に推進します。

1点目は、学習指導の改善です。学習規律の定着（剣淵スタンダード）をはじめ、「わかる・できる」授業をめざす実践研究と、授業公開や教職員の相互参観、全国学力テストを活用した授業改善、指導工夫改善計画に基づく個別・習熟度別学習を進めます。

2点目は、学習・生活習慣の確立です。学習状況調査の結果からは、全道・全国に比べて本町の児童生徒のメディアに接する時間の長さ、家庭学習の時間の短さが明らかになっています。家庭学習の指導、放課後や夏休み・冬休みを活用した補充学習のほか、生活リズムチェックシート・朝活・通学合宿などによる望ましい生活習慣づくり、アウトメディア対策などを進めます。

3点目は、自分らしさと自立した生き方をめざす学習活動の推進です。マイノートなどを活用する

ほか、全ての学校活動を通じて、子どもたちが自分の良さに気づき、夢を実現させる意欲を高めながら、主体的に進路を選択する力を育てるキャリア教育、望ましい職業観・勤労観を育てる職業体験学習を推進します。

『一人ひとりの学びと育ちにに応じた特別支援教育の充実』

教育支援委員会を中心にして、乳幼児健診などの機会を利用した早期からの継続した教育相談・就学相談を行うとともに、保育所、小・中学校で特別な支援を要する児童生徒に対しては、特別支援コーナー・ディネーター等との間でケース検討会議を開催し、個別支援計画を作成して支援を行ってまいります。

また、小・中学校に支援職員を配置し、児童生徒の生活・学習面の支援を行うほか、教科指導の補助、学校図書業務、放課後や長期休業中の学習サポート、スポーツ少年団や部活動の指導などに幅広く活用します。

『ふるさと剣淵から未来を思い描く教育の充実』

児童生徒がふるさとの良さや課題についての関心を深め、地域の

様々な活動に関わり、社会性を広げ、自己実現に向けた意識を高めていくことが重要です。このため、小中高連携教育推進協議会が中心となり、小中高連携ふるさとキャリア教育の一環として、「子どもまちづくり会議（タウンミーティング）」を開催するほか、学校菜園づくりや「農の日」などの農業体験学習、ふれあい広場の参加や福祉施設との交流による福祉体験学習を推進します。

英語教育については、小学校中学年から「聞く」、「話す」を中心にした外国語活動の学習が始まり、高学年では「読む」、「書く」を加えて教科化され、中学校では英語により授業が行われます。全面实施は、小学校が平成32年度、中学校が平成33年度の予定ですが、平成30年度から試行実施されますので、今後、学校間の連携を図りながら、教員研修と授業研究を進めていきます。英語指導助手（ALT）は、中・高等学校の英語授業と保育所・小学校での英語活動の補助指導、一般対象の英語講座の指導に活用していきます。

子どもたちの豊かな体験活動としてこれまで大きな成果を上げて

きた友好都市さぬき市との児童交流学習は、今年で26年目を迎え、剣淵町の児童がさぬき市を訪れる年となります。

『豊かな人間性と健やかな身体を育む教育の充実』

平成30年度から道徳が特別の教科として教科化されます。児童生徒が他者や集団との関わりの中から自分自身を見つめ、人間性、社会性などの道徳性を高めることが重要です。道徳の指導に当たっては、道徳の時間のほか、学校の教育活動全体の中で、ボランティア活動や自然体験活動などを通して、児童の道徳性の育成を図ります。小・中学校の道徳教育推進教員を中心に、授業研究や地域参観日での道徳授業公開など、家庭と連携した道徳教育の推進に取り組みます。



また、人権教育、コミュニケーション力の発達を促す指導、障がい者や高齢者との共生体験、異年代交流体験などにより、命を大切にし、共に認めあい、共に支えあう豊かな人間性を育む教育を充実させます。

小・中学校では、全国体力テストを活用した学習指導の改善、体力手帳の活用、体力向上一校一実践、どさん子元氣アップチャレンジの取り組みなど、学校体育を中心に子どもの体力・運動能力の向上を図るとともに、部活動や各種スポーツ少年団・クラブ活動を支援し、スポーツ活動への関心と参加意欲の向上を図ります。

《魅力ある高校づくりの推進》

剣淵高等学校は、平成21年度に農業国際系列と生活福祉系列の選択制の総合学科に移行しましたが、時代の変化に対応し、地域の活性化を牽引するような職業高校にふさわしい魅力ある実践的な教育へのさらなる展開が求められています。

農業教育では、農業生産技術の高度化と栽培・加工・流通・販売からなる農業の6次産業化に対応できる実践力や、環境保全、生物

活用、観光体験型農業など、新産業分野に対応できる創造力を身につけた人材を養成できるように、実習農場の機能拡充を図っております。本年度は、農場用トラクターと軽トラックの購入、農場管理棟（土肥実験室）の修繕工事などを計画しました。

福祉教育では、介護福祉士国家資格を取得し質の高い介護サービスや多様な社会福祉業務に貢献できる人材を養成するため、医療的ケアの指導ができる教員を配置し、先進校視察を行うなどして教育内容の充実を図ります。

キャリア教育では、海外・道内外・町内の先進農家・法人及び近隣の福祉施設等での農業・福祉委託実習参加費用、介護福祉士や食品衛生責任者の資格取得費用などに対して助成を行います。

さらに、英語教育、ICT教育の充実のための外部講師の招へいとともに、より高度な専門教育への接続と専門的な学習指導のため、拓殖大学や旭川大学などとの高大連携を進めます。

生徒募集対策では、中学校卒業生数の減少が続くことから、ブログやホームページによる学校情報

の発信を強化するとともに、道内の中学校訪問、札幌市・旭川市での学校説明会、体験入学などの生徒募集活動をきめ細かく行っています。

また、高校機能を活用した保育所・小中高連携教育を推進するとともに、地域ボランティア活動、農業・福祉団体と連携した担い手の育成、特産品の研究開発などを進めます。

2 多様な学びを支える教育環境を整えます

《安全・安心で快適な学校環境の整備》

学校施設については、小学校では校庭の並木苗植樹を、中学校では、校舎1・2階と体育館トイレの洋式化及び多目的トイレの設置工事、グラウンド南側自転車通路の設置工事、高等学校では、校舎2階トイレの洋式化と屋上防水工事を行います。



また、教員住宅の改善改修を継続して行っています。

なお、小・中学校施設と学校給食センターは、建築から年数が経過して老朽化が進んでいますので、国が定める施設長寿命化計画を策定し、今後の施設大規模改修に備えてまいります。

《健康教育の充実》

心身の健康の保持増進のための保健教育と学校保健、生命を尊重し安全な生活を送るための能力を育む安全教育と学校安全管理、望ましい食習慣を育むための学校給食と食育・給食指導を充実します。

《学校保健の充実》

児童生徒が健康で安全な生活を送ることができるよう、心のケア、薬物乱用防止・飲酒喫煙防止・感染症予防教育、食物アレルギー対策、むし歯予防対策などを推進します。

これまで乳幼児期からの歯科保健事業が行われてきていますが、「北海道歯・口腔の健康づくり8020推進条例」(※「8020」とは…80才になっても自分の歯を20本残そう)に基づき、むし歯予防に効果が高いフッ化物洗口を保育所と小学校で実施することとし

ました。実施に当たっては、説明会を開催し保護者家庭の理解を得て、国のガイドラインに沿って安全管理に万全を期して行っています。

学校安全の充実

学校安全では、児童生徒の学校生活上や登下校時の交通安全、防災安全など、学校安全計画に基づく安全管理と安全教育を進めます。交通安全では、通学路交通安全プログラムに基づき、通学路の点検調査を行い、通学路安全マップを作成し、危険箇所の改善協議を進めるとともに、通学路街頭指導、自転車の乗車指導、スクールバス乗車指導を実施します。

登下校時の安全対策では、登下校時などに児童生徒が犯罪の被害に遭う事件が発生しています。被害防止教育を充実させるとともに、児童生徒の緊急避難場所となる「子ども110番の家」の設置、スクールガード・リーダーによる学校と通学路の巡回パトロールを進めてまいります。

防災安全では、異常気象や荒天時の安全対応マニュアルに基づく防災教室、避難訓練を実施します。緊急時対応では、小・中学校は

学校と保護者間の一斉メール送信連絡網を、高等学校は学校と生徒間のメール等による緊急連絡網を設けます。

学校給食の充実

学校給食は、子どもの健全な成長に必要な食事の提供、食育、学力・体力向上に重要な役割を果たしています。今後とも地域の食材を活用した安全でおいしい給食の提供に努めます。

また、射水市の特産食材を使った姉妹都市給食、災害や緊急時の対応のための非常食配備、児童生徒の食物アレルギー調査、食材の放射能測定を継続して実施します。食育・給食指導では、各学校の保健や各教科、給食の時間などに、バランスの取れた食事、食を大切にする気持ち、食の安全や望ましい食習慣などについての指導を行っています。

多様な学習環境の整備

学校図書館

学校図書館は、児童生徒の学びを支え、豊かな心を耕す読書活動と子どもの安らぎの場であります。小学校では、国の学校図書館設置基準に沿った図書室の環境改善と蔵書整備、学校司書の配置による

図書利用サービスの向上、図書室を活用した学習の充実、絵本の館や読み聞かせサークル等と連携した読書活動を推進します。中学校では、学習支援職員を活用して図書室の蔵書整理と利用開放を進めます。高等学校では、農業・福祉等の専門書や生徒用図書の充実を図ります。

学校における情報化の推進

子どもたちが見通しを持って、必要な情報をインターネットや地域社会の取材により集め、それを整理・編集し、グラフや表、写真・映像などを加えてわかりやすくまとめ、インターネットなどで発信・伝達する情報活用能力の育成、情報通信技術（ＩＣＴ）を効果的に活用した「分かりやすく深まる授業」、校務の情報化などの教育の情報化が求められています。このため、コンピューター室のイン

ターネット環境整備と児童生徒用コンピューター機器の配備、全学級へのプロジェクター・実物投影機の配備、デジタル教科書の活用、撮影用のデジタルカメラ・ビデオ、その他ＩＣＴ機器の配備を進めるとともに、各教科の授業研究を推進してまいります。

《学校力の向上と学校間連携の促進》

これからの学校教育を担う教職員には、教科などの知識や指導力に加えて、教員としての使命感・責任感、子どもに対する愛情、総合的な人間力、コミュニケーション力、さらに、チームワーク力や地域連携力を備えることが求められています。このため、校内外における教職員研修の機会を通じてこれらの資質・能力の向上を図るとともに、教職員が高い倫理観のもとで職務を遂行できるよう服務規律・各種法令・情報モラルの遵守、交通事故や交通違反の防止、体罰防止の指導を徹底します。



また、教職員が健康で意欲的に職務を遂行できるよう保健相談と保健指導の一環として、新たにストレスチェックを実施します。教職員の勤務の多忙化が指摘されています。補助的職員の配置、

校務のICT化、部活動の休養日設定、家庭・地域による学校支援などにより、教職員の負担軽減を図るとともに、教員が子どもと向き合う時間を確保できるよう努めてまいります。

学校間連携では、小中高連携教育推進協議会が中心となり、児童・生徒、教職員間の交流、学校間の情報交流、共同の調査研究・研修活動、地域との協働活動などを推進します。

さらに、義務教育9年間を見通した小中一貫教育の研究を行ってまいります。

《学びのセーフティネットの充実》

子どもが安心して学べる教育相談

これまで、教育委員会に置く教育相談室の指導員が各学校を定期巡回し、学習や生徒指導に関する相談支援を行うとともに、教育相談室だよりの発行などを行ってきました。今後は、児童生徒一人ひとりの実情に応じた発達支援、就学支援、適応指導などの個別支援を充実させるとともに、子どもの学校生活や家庭教育の悩みなどの相談窓口として気軽に利用しやすい

い『相談支援室』となるよう改善を図ってまいります。

また、これまでの中学校に加え、小学校においてもスクールカウンセラーの巡回相談を実施します。

子どもが安心して学べる教育相談

子どもたちの間に、インターネット依存、ネットトラブル、ネット被害、ネットいじめが急速に広がっています。児童生徒のネットコミュニケーション見守り活動の一環として、情報モラルやマナー指導、子どものネット利用状況調査、家庭でのフィルタリングと利用ルールづくりの推進、ネットパトロールなどを行っていきます。

子どもたちが安心して学べる教育相談



◎いじめ・不登校等対策

いじめ防止対策では、いじめ等対策連絡協議会等による関係機関

との連携を図りながら、「いじめ防止基本方針」に基づくいじめの予防・早期発見と対応、ネットいじめや重大事態発生時の対応を進めます。

また、いじめの発見と対応が遅れたことにより重大事態に至るのを防ぐため、これまではいじめとしてこなかった些細な事案であっても、子どもが心身の苦痛を感じているときは、積極的にいじめとして認知を行い、子どもの心に寄り添った解決を図っていくこととします。

様々な理由から学校生活になじめない、登校が継続できない児童生徒に対しては、個に応じた支援が必要となります。このため、教員による学習と生活面の指導や家庭訪問による保護者相談、スクールカウンセラーとの定期相談を行うほか、必要に応じて、専門機関を加えて、登校に向けた適応指導を行ってまいります。

また、いじめや不登校の防止のために、子どもたちのコミュニケーション力の育成や自己有用感づくりなどに重点を置いた予防教育、児童会・生徒会が中心となり子どもたちが自ら進める絆づくり、子

ども理解支援ツール「ほっと」を活用したきめ細かな児童生徒理解と生徒指導を推進します。

《教育機会の均等のための経済的支援の充実》

要保護・準要保護世帯の児童生徒に対する小中学校就学支援助成、高校・大学等の進学者に対する奨学資金の貸付を行い、子育て世帯の教育費負担の軽減を図ります。

また、教育上の困難を抱える家庭に対する社会福祉活動と連携した教育相談や教育支援の充実に努めます。

3 地域ぐるみで子どもを育てます

《地域とともにある学校づくり》

学校だよりやホームページなどにより、学校活動に対する保護者や地域の方々の理解を深めていくとともに、学校評議員による学校評価を学校運営に生かしてまいります。

また、学校運営への地域住民の参加を促進する仕組みである「学校運営協議会」（コミュニティ・スクール）を次年度から設置するため、準備委員会を設置します。

《地域で子どもを守り育てる活動

の推進」

家庭は教育の出発点であり、地域は子どもの豊かな学びを育む役割を持つことから、社会全体で子どもたちを守り育てていくことが重要です。

青少年の健全育成と非行防止・見守り活動の一環として、町内防災無線による啓発放送、標語コンクール、街頭パトロールなどを実施します。

『地域学校協働活動の推進』

地域の人たちが、学校の授業や部活動の支援、登下校の見守りなどを行う学校支援活動、子どもたちの土曜日や放課後の学習・体験を支援する活動、家庭教育の支援などを行う地域学校協働活動を推進するため、地域からサポート団体・事業所、支援ボランティアを募り、新たに地域学校協働本部を教育委員会内に設置したいと考えております。学校支援活動では、農業や福祉の職業体験学習、体育授業、部活動指導、絵本体験学習、施設環境整備などを、放課後と土曜日の学習活動では、学校や学童保育所、絵本の館と連携した子ども教室・体験活動、子どもスポーツ教室(アクティブキッズクラブ)

などを計画します。

また、児童生徒の学習・食事・読書・運動・睡眠・メディア利用などに関する望ましい生活習慣づくりのため、家庭における生活リズムチェックシート、学校通学期間中に町内施設に泊まりながら行う「子ども通学合宿」、夏休み・冬休みの午前に行う「子ども朝活」などの取組を継続するとともに、子育て家庭の家庭教育を支援するため、家庭教育カフェ、家庭教育講座を開催します。

4 町民が学びあい 支えあうふるさとづくりを進めます

《学びあい 共に支えあうふるさとづくりの推進》

今、目指すべき生涯学習社会の姿は、「社会で生きる力を身につけ、持続可能な潤いのあるふるさとづくりを進める社会」とされています。

公民館では、町民の多様な課題に応じた学びの場となる公民館講座や学習成果の発表機会を提供するとともに、公民館分館講座の開催を支援してまいります。

高齢者学級「平波大学」は、高齢者が集い、楽しく学びながら、

仲間づくりや生きがいづくりを行っています。近年、入学者の減少が続いていますので、より多くの方が入学しやすい設置方法と学習内容の改善について検討してまいります。

国際交流活動については、国際交流の会が行っている海外からの留学生のホームステイ受け入れを支援してまいります。

新しいまちづくり運動は、ふるさとづくり、ふれあいづくり、生活見直しの各運動を柱とする推進要綱に沿って、全町クリーン作戦などの環境美化活動、エコ・リサイクル活動、あいさつ運動、家族ふれあい・子どもやお年寄りの見守りと交通安全運動、ボランティア活動、文化・スポーツ・読書活動、及び冠婚葬祭などの相互扶助の運動を全町的に進めてきています。今後とも町民の皆様の参加と協力をお願いいたします。

『絵本の里づくり活動と絵本読書活動の推進』

絵本の館は、開設から26年目を迎える絵本の里けんぶちのシンボル施設として多くの来館者を迎え、年間を通して絵本原画展や絵本の里大賞などの企画事業が開催され

ています。

今後とも、司書・学芸員を配置し、特色ある絵本・図書資料の収集と利用サービス、ホームページによる情報発信、全国の絵本出版社・絵本館・絵本作家等との交流・連携の充実を図るとともに、絵本原画收藏館の有効活用方策の研究、明年迎える絵本の里づくり活動30周年を記念する事業の検討などを関係団体とともに進めたいと考えております。

読書推進では、「剣淵町子ども読書活動推進プラン」の「すべての子どもが、いつでも、どこでも、自ら絵本や読書に親しむことのできる環境をつくる」という基本理念に基づき、家庭での絵本体験と読書活動、学校での朝読書や読み聞かせ会、絵本の館や絵本キャラバンカーによる普及行事、町内各施設を対象にした絵本巡回文庫などを推進します。



また、子どもの誕生時に絵本を贈るブックスタート事業と乳幼児に絵本を贈る子ども絵本贈呈事業を継続して実施します。

文化財の保護及びふるさと伝承の保存・活用

文化財の保護では、資料館の屋根の改修工事、開拓記念木「やちだも」の樹木診断に基づく保護、屯田兵屋・射的場などの適切な保護管理を行います。

また、資料館特別企画展を開催し利用増進を図るとともに、郷土資料DVDの「ふるさとの遺産」けんぶち物語』や「けんぶち町・郷土逸話集『埋もれ木』の貸出とふるさと学習での活用を図ります。

伝承芸能の屯田太鼓・子龍太鼓、剣淵神楽は、保存継承している団体に支援をしてまいります。

《まちを創る心と身体を育てる「芸術文化・スポーツづくり」の推進》

芸術文化事業では、第60回目を迎える町民文化祭とこれを記念する「遊坐楽座」による和太鼓演奏会、町民映画鑑賞会、町外に出向いて優れた芸術文化に触れる芸術鑑賞・社会見学バスツアーを各実

行委員会との共催で実施します。

健康運動・スポーツ事業では、軽スポーツ教室、水泳教室、各種委託スポーツ教室・大会のほか、町の健康づくり部局との共催により健康づくり講演会や健康運動教室を開催します。

また、サイクリング、海洋性スポーツ、クロスカントリースキー、チアリーディングなどの特色ある地域スポーツの振興を図ってまいります。

本年度、新たに5月最終水曜日である5月31日に、多くの町民がラジオ体操や散歩、サイクリング、パークゴルフなど、何らかの運動やスポーツ活動を実践することを目標にした「スポーツチャレンジデー」を実施したいと考えております。



このほか、社会教育団体支援補助、生涯学習活動団体交通費助成、生涯学習活動推進事業補助、スポ

ーツ大会への参加派遣、スキーリフトシーズン券助成などにより、町民の芸術文化・スポーツ活動を支援してまいります。

子どもたちの体力・運動能力の向上と運動習慣づくりでは、アクティビキッズクラブ・走り方教室などの運動に親しむ機会を設けていくとともに、活発な活動が行われているスポーツ少年団や部活動の助長のため、学校の支援職員や地域の外部指導者の活用と学校開放による活動場所の確保などの支援を行ってまいります。

《まちを創る基盤を整える「条件づくり」の推進》

町民の生涯学習や芸術文化・スポーツ活動の推進体制づくりでは、社会教育主事・司書・学芸員・生涯学習アドバイザー、地域学校協働活動推進コーディネーター、B&G海洋センターストラクターなどを配置するとともに、社会教育団体等の指導者・リーダー、地域協働活動ボランティアの養成と登録・活用を進めてまいります。

また、体育協会、文化協会、PTA連合会、スポーツ少年団本部、絵本の里づくり実行委員会をはじ

めとした生涯学習関係団体の活動助成を行ってまいります。

社会教育施設では、町民センター、りんどろ交流館は、各種団体の学習・交流の場として利用者の増と適正な運営管理に努めます。

社会体育施設では、B&Gプールのプールサイド等の改修工事と平波球場の防球フェンス設置工事を実施します。そのほか、B&G体育館・艇庫、武道館、多目的運動広場の適切な運営管理に努めます。

以上、平成29年度の教育行政執行に関する方針について申し上げます。教育行政を預かる教育委員会員の使命と責任を深く認識し、町長部局や関係機関、各種団体と密接に連携を図り、教育環境の整備、充実に努めてまいります。一層のご理解とご支援を賜りますようお願いいたします。